

過去の問合せとその回答

令和2・3年度に行った札幌市ふるさと納税返礼品等の選定に係る公募について、次のとおり質問がありましたので、その回答を公開します。

番号	質疑事項	回答事項
1	JTBが手配する運送事業者ではなく、取扱事業者（その発送委託先も含む）が手配する運送事業者を使って返礼品を発送することは可能か。その場合でも、送料を含めてJTBへ請求することによりか。	大口割引が適用されることや、自動的に配送状況がシステムに反映され随時確認可能であることなどにより、原則、JTBが手配する運送事業者による配送を基本としております。もし、どうしてもJTBが手配する運送事業者以外を選択せざるを得ない理由がある場合は、その運送事業者が配送することも可能ですが、別途、配送状況の報告（システム入力）を求めたり、送料の上限を設定したりする場合があります。（その場合も送料の請求先はJTBになります）
2	実施要領「6 取扱事業者となった場合の業務」に関して、「寄附者への発送事務」の具体的な範囲として、発送事務を次の4段階に分けた場合、どの段階までとなるか。 ①返礼品手配 ②荷造 ③宛先ラベル添付 ④JTBが手配する運送事業者への引渡し（又は取扱事業者が運送事業者を手配して発送）	①～④まで全て行っていただけます。ただし、JTBが手配する運送事業者を利用する場合は、その事業者が宛先等が全て印字されたラベル（配送票）を持って集荷に訪れますので、梱包等を終えて発送準備が整った返礼品にそのラベル（配送票）を貼って引き渡すだけで発送は完了します。
3	提案した商品が採用となった際の流れを改めて教えてほしい。卸価格の確認や金銭のやり取りは、JTBと行うことになるのか。また、その際に仕入れ価格の掛け率の設定はあるか。	提案していただいた案が返礼品の候補となった場合、札幌市及びJTBと返礼品提供事業者との間で「返礼品として提供する製品の確認（必要に応じて微調整）」「卸価格（寄附額）の確認・決定」「発送体制の確認」などを行い、3者で内容の調整を終えてから正式にJTBと契約を締結します。 仕入れ価格（の掛け率）の設定は定めていませんが、調達費用（仕入れ価格、消費税・梱包代等を含み、送料は含まない）は寄附金の3割までという国の決まりがあり、仕入れ価格が高くなる程必要な寄附額も高くなるため、申込が少なくなる可能性があります。そのため、札幌市としても、ふるさと納税ということで多少でも低廉な卸価格にいただけると、寄附申込が増える可能性があり、有難いです。
4	同じ製品でサイズや色に違うものがある場合、その製品を1提案（1返礼品）とすることは可能か。また、カラーバリエーションのある製品は、寄附者が選択できるように提案することは可能か。また、様々な価格帯の製品を組み合わせて「おすすめセット」とするなど、複数の製品のセットを1提案（1返礼品）としてもよいか。	同じ製品でサイズや色に違うものがある場合、卸価格（必要な寄附金額）に差が出ないのであれば、その製品を1提案（1返礼品）とし、寄附者がサイズや色を選択できるようにしていただけて問題ありません。また、ふるさと納税返礼品オリジナルのセットなどを、1提案（1返礼品）とすることも問題ございません。 札幌市としても、ふるさと納税ということでオリジナルセットを提案していただいたり、卸価格についても、通常より割安にいただけると寄附申込が増える可能性があるもので有難いです。
5	札幌市が当該業務を委託している事業者（以下「委託事業者」という。）が提供する管理システムを導入（インターネット通信環境が必要）して連携・協力して業務に当たることができることが要件となっているが、導入に当たり、初期費用や手数料等が発生するののか。	管理システムについては、通常のインターネット関係の費用（プロバイダ・通信料等）以外、初期費用や手数料等は一切かかりません。
6	サービスの返礼品の提案を検討しているが、例えばGWや雪祭り期間を除くなどの設定は可能か。	サービスの返礼品の設定は、ある程度柔軟にすることが可能であり、寄附者のニーズや利便性、価格などを総合的に市と協議して、提供期間の除外（逆に限定）や提供数に上限を設定することなども可能です。 なお、提案の段階では、各事業者様の検討した内容で提案していただけて構いません。
7	提案価格というのは、返礼品の契約価格なのか、通販などで出す金額のことなのか、仕入れ価格なのか。	採用候補となった場合、札幌市が提案価格と返礼品の内容を確認し、提案者と調整の上、返礼品の契約価格（契約価格は注文1件当たりの価格であり、札幌市からは「仕入れ価格」になります）を決定します。 これが安くなるほど必要な寄附額も低くなり、申込が増える可能性が高まるので、 提案者にはサイト掲載料や送料負担がないことを考慮し、その分契約価格をできるだけ低減することをお願いしています。
8	返礼品等の基準≪製品（例：食料品、民芸品、工芸品など）≫の「(1)総務大臣が定める基準（いわゆる地場産品基準）に適合するものであること」には3つの条件が挙げられているが、その全ての条件を満たす必要があるのか。	返礼品等の基準≪製品（例：食料品、民芸品、工芸品など）≫の「(1)総務大臣が定める基準（いわゆる地場産品基準）に適合するものであること」の条件は、 どれか1つでも満たしていれば問題ありません。 例えば、「札幌市内で原材料の主要な部分が生産（重量や付加価値のうち半分を一定程度上回る割合）されたもの」を満たしていなくても、札幌市内の工場加工しており「札幌市内で製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの」を満たしていれば、この基準をクリアしていることとなります。